

# ステップアップ 畜産！

西部農業事務所家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）  
〒370-0074 高崎市下小島町 233  
TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260

～記事～

- ★国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について
- ★鳥インフルエンザ対策と早期通報・早期報告の徹底について
- ★ワクモ対策について
- ★定期報告書の提出をお願いします！
- ★堆肥の販売には届出が必要です

～添付資料～

- ★高病原性鳥インフルエンザの発生状況、高山村での防疫措置記録
- ★注意喚起：高病原性鳥インフルエンザ 早期発見・早期通報の徹底
- ★定期報告等の手続きが電子化されます
- ★農作業中の事故を防ぎましょう！！

## ★国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について

3月13日現在、家きんでの発生は9県10事例、野鳥や環境試料（水）からのウイルス検出は26都道府県130事例です。家きんでの発生は3月12日の広島県の事例もあり、依然として野鳥でも発生が続いています。春になると繁殖のため渡り鳥は南から北上することから、引き続き警戒のほどよろしくお願いいたします。

## 【県内発生事例について (R6.1.1 高山村発生約 32 万羽の殺処分)】

### ① 周辺環境

○調査時、農場から約4kmのため池及び約1～2kmの河川には水鳥類は確認されませんでした。

### ② 死亡羽数の推移

農場全体で通常の死亡羽数1日あたり30～50羽程度  
⇒通報時発生鶏舎において1日84羽死亡：陽性確認

### ③ 野鳥・野生動物

○農場周辺や農場内では野生動物は見かけず、野鳥もカラスを数羽見かける程度とのこと。調査時、農場隣接の畑地でキツネの足跡、農場内でカラス1羽及びセキレイ数羽を確認。鶏舎内では時折ネズミを見かけるため殺鼠剤等での対策と駆除業者への依頼をしているが、発生鶏舎ではネズミを見かけないとのこと。調査時、発生鶏舎2階の妻側入気口側の鉄材から集卵機の裏にかけて小型哺乳類の足跡及び尾の跡が認められました。また、隣接の非発生鶏舎において子ネズミ3匹の死体と断熱材のかじり跡が認められました。

詳細 QR コード



## ★鳥インフルエンザ対策と早期通報・早期報告の徹底について

家きん小委員会から高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた発生予防対策に関する提言されました。農場防疫の一助としてください。

1. 従業員を含む全ての人がウイルスの持込みを防止するため、全ての出入口で家きん舎に入る前の長靴交換、衛生管理区域専用の衣類、靴の着用
2. 消毒槽の消毒薬は 1日1回以上交換と日頃の消毒
3. 鶏舎の隙間について、客観的に再度確認し、野生動物の鶏舎への侵入防止対策を継続的に実施
4. ネコ、イタチ等の小動物、カラス等の野鳥を誘引させないよう死亡家きん、廃棄卵及び排せつ物の適切な処理
5. 過去発生があった農場および周辺地域では、既に本病が発生する環境要因が揃っており、発生リスクが高い地域である事に注意

これらは飼養衛生管理基準の遵守が前提となりますので、農場のチェックを合わせてお願いします。なお、現在も下記のとおり消毒命令を発令しています。消石灰の散布方法についてご確認ください。

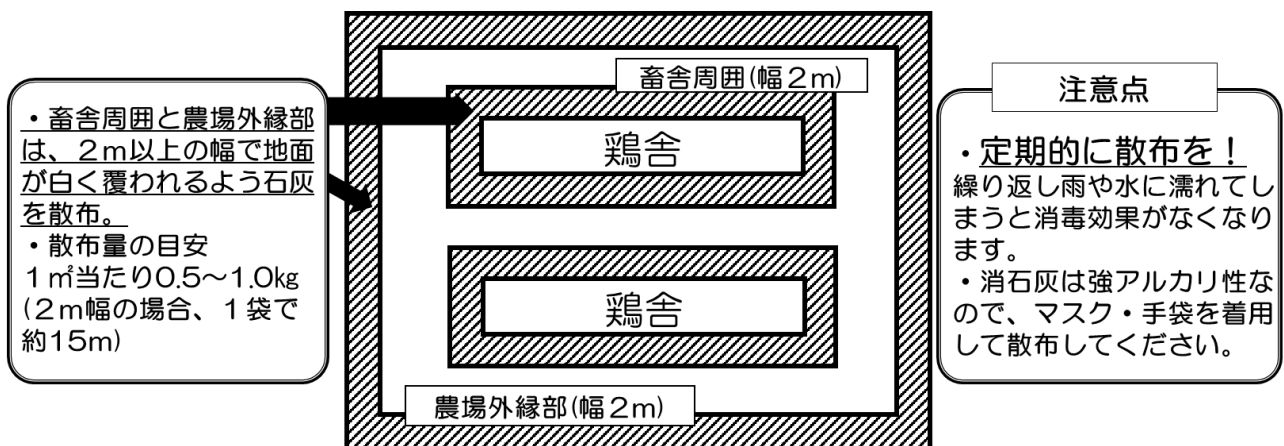
<群馬県告示第297号 消毒命令（令和5年11月28日）>

消毒命令実施期間

○令和5年12月1日から令和6年3月31日まで

実施方法

○消石灰の農場内散布（同等の効果が認められる方法への代替可）



### 【早期通報・早期報告の徹底】

#### ・家きんの所有者等の早期通報・早期報告

同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が過去3週間における平均の2倍以上となっていること

この場合は速やかに家畜保健衛生所へ通報をお願いします。

当該通報の遅滞があった場合には地域における疾病のまん延防止リスクを高めるだけでなく、殺処分された患畜等に係る手当金が減額となる場合があります。

## ★ワクモ対策について

寒い冬の時期がすぎ、人間の活動が活発になるタイミングで同時に厄介なものまで動き出します。それはワクモです。ワクモは鶏を吸血することで繁殖を繰り返し増殖します。吸血された鶏はストレスを受けるだけでなく産卵率の減少などを引き起こし養鶏場に大きな被害をもたらします。また、ワクモは手や衣服にくっつき不快にさせてしまうこともあり、鶏舎内で作業を行う職員の離職要因になります。以下は対策方法の一例となります。

【防除対策例について】

- ① 粘着テープやワクモトラップの設置によるワクモのチェック
- ② 鶏舎、資材を**熱湯処理**（65℃以下では効果なし）
- ③ 殺虫剤の散布：有機リン系・カーバメート系・ピレスロイド系、エキトサゾール、トリクロルホンなど
  - ※ 産卵中の鶏がいる場合は卵および飼料に薬液が付着しないように
  - ※ 鶏に付着した場合は、出荷制限期間を遵守する必要あり。
  - ※ 薬剤に抵抗性をもつワクモが確認されており、効能チェックは必須
- ④ 飲水投与によるワクモの駆除剤の活用
- ⑤ 環境制御資材（シリカ、珪藻土など）：
  - ※ ワクモの体液を資材にて吸着させ、ワクモの動きを制御。

## ★定期報告書の提出をお願いします！

家畜伝染病の発生予防やまん延防止対策を図るため、家畜を飼養する全ての所有者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を知事あてに報告することが義務付けられています。

提出期限は令和6年3月15日ですが、未提出の方はご提出をお願いします。  
また、報告内容の確認等を随時行っていますので、ご協力をお願いします。

### 令和6年度から定期報告等の手続きが電子化されます

行政手続きの電子化に伴い、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を利用した手続きが令和6年度から可能となります。令和6年度から電子申請可能な手続きは以下のとおりです。申請に際し、事前に eMAFF ID の取得をお願いします。

また、手続きの電子化のためのスマホ向けアプリも令和6年度から開始予定です。これまで同様、紙面での報告も可能ですが、オンライン申請を是非ご活用ください。詳細は添付資料を参照してください。

【令和6年度から電子化される手続き】

- ・令和7年2月提出の定期報告（全家畜の所有者）
- ・令和6年10月からの家きんの一斉点検（家きんの所有者）
- ・令和7年5月からの豚等の一斉点検（豚等の所有者）

## ★堆肥の販売には届出が必要です

これから暖かくなり、耕作の準備が始まると、堆肥の需要が増加します。生産した堆肥を不特定多数の者に販売する場合は、「特殊肥料生産業者届出書」（肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条）及び肥料販売業務開始届出書（同 23 条）を県知事に届け出る必要があります。詳しくは群馬県技術支援課ホームページの「特殊肥料の生産について」及び「肥料の販売について」をご覧ください。

また、堆肥を散布する場合には、強風の日を避け、風向きにも注意していただくとともに、散布後は、すみやかに耕耘をお願いします。

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233  
TEL 027-362-2261 緊急時には 24 時間対応します  
FAX 027-362-2260

★ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、お手数ですがご連絡ください。